

基金

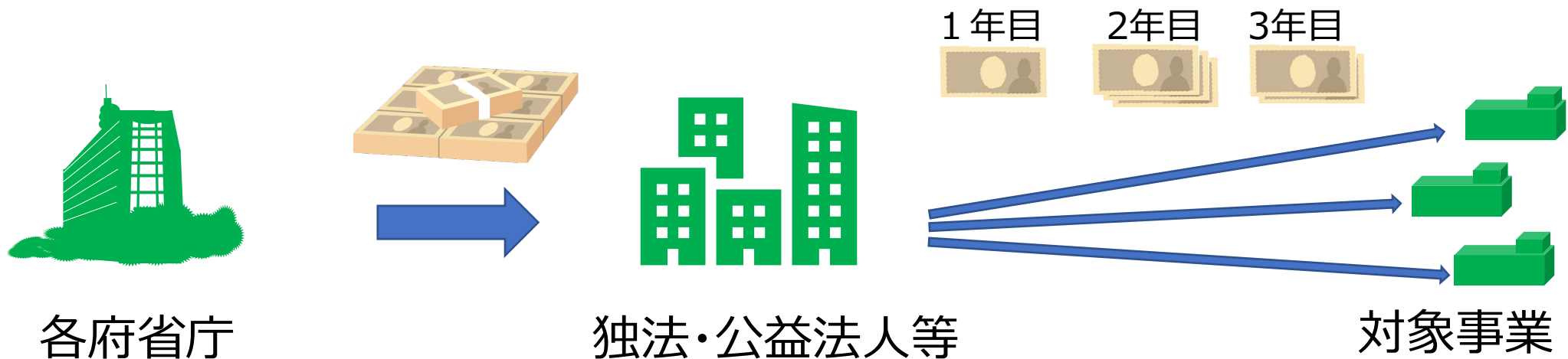
- ・ デジタル基盤改革支援補助金（総務省）

令和7年11月14日（金）

事務局説明資料

基金とは？

- 独立行政法人・公益法人等が、国から交付された資金を原資として、複数年度にわたり支出することを目的として保有する金銭
- 複数年度にわたり機動的な財政支出ができる利点がある一方で、執行管理の困難さも指摘
- 適正かつ効率的に国費を活用する観点から、各府省庁自らが執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立することが重要



デジタル基盤改革支援補助金の概要 (基金シートより)

【事業概要】 各地方公共団体が、地方公共団体情報システムを標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行を行うための支援
 【基金設置法人】 地方公共団体情報システム機構
 【基金造成年度】 2020年度 【終了予定時期】 2025年度末 → 2030年度末 (延長) 【基金残高】 6,802億円 (2024年度末)

【効果発現経路】

アクティビティ

各地方公共団体が、以下のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構に基金を設け、地方公共団体の取組を支援する。1. 自治体情報システムの標準化・共通化7,182億円【基金（令和12年度まで）】（国費10/10）

アウトプット

(活動指標)
 デジタル基盤改革支援補助金（自治体情報システムの標準化・共通化事業）の交付地方公共団体数

	2022	2023	2024	2025	2026~2030
目標	389	614	1,364	1,788	607
実績	56	583	1,410		

短期アウトカム

(成果指標)
 原則令和7年度まで（特定移行支援システム※については令和12年度まで）の標準準拠システム導入に向けた最初のステップである「推進体制の立ち上げ」に着手している割合

	2022	2023	2024	(目標年度) 2025
目標	-	100%	100%	100%
実績	66.7%	87.9%	93.5%	

※特定移行支援システム：標準準拠システムへの移行が令和8年度（2026年度）以降とならざるを得ないことが具体化したシステム

事業期間の延長に伴い目標年度を単にスライドさせているが、適切なアウトカムが設定されているといえるか

中期アウトカム

(成果指標)
 標準準拠システム導入に向けたデータ移行に向けて、「データクレンジング」に着手している割合

	2022	2023	2024	2025	(目標年度) 2030
目標	-	-	- (延長前100)	90%	100%
実績	5%	23.2%	55%		

長期アウトカム

(成果指標)
 自治体におけるクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して提供される標準準拠システムを導入している割合

	2022	2023	2024	2025	(目標年度) 2030
目標	-	-	-	90% (延長前100)	100%
実績	-	1.3%	4.5%		



【アウトカム設定のイメージ】

【効果発現経路】



2020～2025の当初経路を残す

(活動指標) デジタル基盤改革支援補助金（自治体情報システムの標準化・共通化事業）の交付地方公共団体数		2022	～	2025
	目標	389	～	1,788
	実績	56	～	
(成果指標) 原則令和7年度までの標準準拠システム導入に向けた最初のステップである「推進体制の立ち上げ」に着手している割合		2022	～	(目標年度) 2024
	目標	—	～	100%
	実績	66.7%	～	
(成果指標) 標準準拠システム導入に向けたデータ移行に向けて、「データクレンジング」に着手している割合		2022	～	(目標年度) 2024
	目標	—	～	100%
	実績	5%	～	
(成果指標) 自治体におけるクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して提供される標準準拠システムを導入している割合		2022	～	(目標年度) 2025
	目標	—	～	100%
	実績	—	～	

2026～2030の経路を追加設定する

(活動指標) デジタル基盤改革支援補助金（自治体情報システムの標準化・共通化事業）の交付地方公共団体数		2026	～	2030
	目標	1,788	～	1,788
	実績		～	
(成果指標) 令和12年度まで（特定移行支援システム）の標準準拠システム導入に向けた最初のステップである「推進体制の立ち上げ」に着手している割合		2026	～	2029
	目標	X.X%	～	100%
	実績		～	
(成果指標) プッシュ型支援を受けている又はデジタル改革共創PFに登録している特定移行支援システムを保有する団体数		2026	～	2029
	目標	607	～	607
	実績		～	
(成果指標) 標準準拠システム導入に向けたデータ移行に向けて、「データクレンジング」に着手している割合		2026	～	(目標年度) 2029
	目標	X.X%	～	100%
	実績		～	
(成果指標) 自治体におけるクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して提供される標準準拠システムを導入している割合		2026	～	(目標年度) 2030
	目標	X.X%	～	100%
	実績		～	3

円滑かつ安全な移行を促進する活動

【収入・支出・基金残高の推移】

(単位：億円)

	2020年度	2021	2022	2023	2024	2025 (見込み)	2026 (見込み)
収入							
国からの資金交付	1,788	317	-	5,163	194	-	-
運用収入	-	-	-	0	4	-	-
支出							
事業費	(見込み) -	(104)	(474)	(682)	(4,865)	(1,493)	(4,153)
	実績	0.7	23	151	297		
	乖離率	99%	95%	78%	94%		
管理費	-	0.5	0.4	2	3	5	5
国庫返納額	-	-	-	186	-	-	-
年度末基金残高	1,788	2,103	2,080	6,904	6,802	5,304	1,146

【交付決定額の推移】

(単位：億円)

		2021年度	2022年度
交付決定	(見込み)	(104)	(474)
	実績	27	155
		2023年度	2024年度
交付決定	(見込み)	(682)	(3,452)
	実績	315	1,579
		2025 (見込み)	2026 (見込み)
交付決定	(見込み)	(4,153)	(1,146)
	実績		

2020年度に最初に措置してから5年経過した現在まで使い切れていない金額もあるが、相当の機会費用が生じることを踏まえ、財政資金をより効率的に活用するための方策を検討できないか

【乖離の理由】

2021年度：99%

令和3年度の夏に、標準化対象業務のうち、一部の事務（第1グループ）の標準仕様書が公表されたことから、当該業務について先行して標準化の取組に着手する団体が見込み数ほどであると想定していたところ、令和4年度夏に公表予定の残りの標準化対象事務の標準仕様書の公表を待つ標準化の取組に着手する団体が想定よりも多かったため、令和3年度事業費見込みと実績額に乖離が生じたもの

2022年度：95%

自治体情報システムの標準化・共通化事業については、令和4年度夏に20業務の標準仕様書が策定又は改定されたことから、標準化の取組に着手する団体が見込み数ほどであると想定していたところ、令和4年度末に改定予定の標準仕様書の公表を待つ標準化の取組に着手する団体が想定よりも多かったため、令和4年度事業費見込みと実績額に乖離が生じたもの（略）

2023年度：78%

令和5年度以前に交付決定をしているが、支払が令和6年度となる団体が存在すること、また、特定移行支援システムへの該当など地方公共団体における移行作業の進捗により乖離が生じたもの

2024年度：94%

令和6年度以前に交付決定をしているが、支払が令和7年度となる団体が存在すること、また、特定移行支援システムへの該当など地方公共団体における移行作業の進捗により乖離が生じた

【保有割合・事業見込み】

$$\text{保有割合 } 1.00 = \frac{\text{R6末基金残高 (6,802億円)}}{\text{事業見込み (6,802億円)} \dots \text{①}}$$

①事業が完了するまでに必要となる、事業費（6,792億円…(ア)）、管理費（9.9億円）

(ア)

「令和6年度以前交付決定分の令和7年度の支出見込み額」…1,649件：1,493億円

+

「令和7年度交付決定分の令和8年度の支出見込み額」……… ? 件：4,153億円

+

「令和8年度交付決定分の令和9年度の支出見込み額」……… ? 件：1,146億円

毎年度、執行見込みと実績に大きな乖離が生じており、また、特定移行支援システムが存在することも判明している中、

- ▶ 令和8年度に基金残高が相当の額支出される見込み、というのは現実的か
- ▶ 基金造成時の予算措置から2年後に本格的な支出が開始されている状況も踏まえ、令和12年度（2030年度）までの各年度の事業費は、各地方公共団体の実態を踏まえて精査された適切な内容とすべきではないか。また、各地方公共団体の資金需要のタイミングを精査し、計画的に事業を進めることで、基金方式を取る必要がなくなるのではないか

【基金方式の必要性】

(分類) その地

現行システムの状況等により各地方公共団体の標準準拠システムへの移行時期が異なり、複数年度にまたがることから、地方公共団体における計画的・安定的な事業実施のため、複数年度にわたり支援する必要があるため

【基金への予算措置】

直近の予算措置：2024年度（1次補正）

物価上昇等を踏まえ、令和7年度末までに必要となる194億円を計上した。地方公共団体への補助金の交付については、順次募集を開始しており、引き続き、PMOツール等を用いて疑問点等の解消に努めることで、最終年度までに目標を達成するよう引き続き事業の有効性の確保に努めていく

次回予算措置検討年度：2026年度

横断的な方針の「基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」について、次回予算措置検討年度が2026年度とされているが、どのような検証がなされたのか

【国庫返納の経緯】

2023年度 国庫返納額：186億円（2事業の終了に伴う国庫返納）

- ・オンライン手続の推進（マイナポータル）事業（予算額：250億円、執行額：71億円）
- ・次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行事業（予算額：29億円、執行額：22億円）

既に終了した2事業について、186億円の国庫返納が発生したが、当初見込みとの乖離理由は何か。システム標準化・共通化の今後の事業見込みに活かせる点はないか

【地方自治体の現地視察の概要】

視察地と自治体情報システム標準化・共通化の進捗状況

- 東京都東大和市 : 特定移行支援システム 1 / 20 業務 (令和9年度移行完了予定)
現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステム。ただし視察時には代替システム調達が決定済。
- 山梨県昭和町 : 特定移行支援システム 20 / 20 業務 (令和9年度移行完了予定)
事業者のリソースひっ迫による移行作業等の遅延の影響。

視察の概要

- 自治体は今回の情報システム標準化を**ベンダーロックイン緩和の機会**ととらえており、標準化システム移行までは現行事業者によるとしても、システム運用開始以降は選択肢が増える等により長期的にはコスト低減に向かい、ひいては住民サービス向上に資することを期待している。ただし、システム障害などの際に直ぐ対応してくれるのかどうかも重要なポイントである。
- 令和2年度の開始から5年という期間で全自治体の情報システムを標準準拠システムに移行する計画は、**早期移行を目指す原動力**になった一方、事業者^に自治体の引き合いが**同時期に集中してしまい、事業者が対応できず計画の遅延を生む原因**にもなっている。
- 自治体は標準仕様書の改定ごとに事業者との調整や確認作業が必要となるため、**専従の実務担当者を置く余裕のない自治体**では、それが**進捗に大きく影響**している。
- 基金からの**補助率は10 / 10 (上限額あり)**であるが、自治体は事業者の見積りの精査をこれまでの実績等を参考に可能な限り実施している。一方で、事業者の見積りが補助の**構造上高止まりしてしまう懸念**も存在する。
- ヒアリングした自治体においては、**デジタル改革共創プラットフォームという枠組みが**、周辺自治体や同じ悩みを持つ自治体と、それぞれの状況や課題に係る**情報交換・意見交換**ができて**最も役に立っている**と感じている。

(参考)

基金の点検・見直しの横断的な方針について

(令和5年12月20日 行政改革推進会議)

第2回デジタル行財政改革会議（令和5年11月22日）における総理指示を踏まえ、基金の点検・見直しの横断的な方針を以下のとおり定める。

- 1 基金への新たな予算措置を検討する際には、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。
- 2 予算決定と同時に、短期（3年程度）のものも含めて、定量的な成果目標を策定・公表する。
- 3 基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。**（毎年度予算措置を行うもので、災害等の不測の変動要因に備えて、基金形態を使って一定の保有残高が必要なものについては、成果目標も踏まえて、適切な保有残高となっているか点検を行う。）
- 4 足下の執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検を行う。
- 5 基金の終了期限については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）とともに、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行う。（同基準や「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）を踏まえ、支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。）
- 6 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避ける。

上記の各項目とともに、行政事業レビュー実施要領に掲げられた事項を含めて点検を行い、それぞれの基金事業の在り方について厳格に見直しを行う。

基金造成費補助金等の活用に関する指針について

(平成26年10月22日財務大臣通知)

1. 基金造成費補助金等の活用にあたっての考え方

基金事業等については、改正政令による改正後の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「新適化令」という。）第4条第2項に規定するとおり、次の2つの性質をいずれも満たすものが該当する。

- ① 複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること
- ② あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること

具体の事務又は事業がこれに該当するか否かについては、個々に判断することとなるが、

- ① 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ② 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ③ 当該事業の実施が他の事業の進捗に依存するもの

については、これに該当し得ると考えられる。

他方、これら以外の事務又は事業については、基金造成費補助金等によることなく対応することが可能か不断に検討するべきである。

主な論点

(デジタル基盤改革支援補助金 (総務省))

- 事業期間の延長に伴い目標年度を単にスライドさせているが、適切なアウトカムが設定されているといえるか
- 2020年度に最初に措置してから5年経過した現在まで使い切れていない金額もあるが、相当の機会費用が生じることを踏まえ、財政資金をより効率的に活用するための方策を検討できないか
- 毎年度、執行見込みと実績に大きな乖離が生じており、特定移行支援システムが存在することも判明している中、
 - ▶ 令和8年度に基金残高が相当の額支出される見込み、というのは現実的か
 - ▶ 基金造成時の予算措置から2年後に本格的な支出が開始されている状況も踏まえ、令和12年度（2030年度）までの各年度の事業費は、各地方公共団体の実態を踏まえて精査された適切な内容とすべきではないか。また、各地方公共団体の資金需要のタイミングを精査し、計画的に事業を進めることで、基金方式を取る必要がなくなるのではないか
- 横断的な方針の「基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」について、次回予算措置検討年度が2026年度とされているが、どのような検証がなされたのか
- 既に終了した「オンライン手続の推進事業」及び「次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行事業」について、186億円の国庫返納が発生したが、当初見込みとの乖離理由は何か。システム標準化・共通化の今後の事業見込みに活かせる点はないか